

小千谷市地域内フィーダー系統確保維持計画

平成29年8月17日

(名称) 小千谷市

(代表者) 小千谷市長 大塚 昇一

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

小千谷市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成30年度～平成32年度）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

小千谷市は新潟県のほぼ中央に位置し、長岡市および魚沼市へ通じるJR上越線小千谷駅から西小千谷本町を軸に、市域内の広範に路線バス、乗合タクシー、コミュニティバスで構成される公共交通網が広がっている。これらの公共交通網については、小千谷総合病院を中心とした医療機関への通院、中心市街地の本町や東小千谷商店街から小千谷駅へ接続し、市内に2校ある高等学校への通学や通勤など、重要な日常生活機能を担う中で、車を運転できない高齢者や高校生等を中心に、生活に必要不可欠な交通手段となっている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、バス事業収支の悪化により運行継続のための行政負担が増加している状況の中、平成25年10月に「第3次小千谷市生活交通確保計画」策定し公共交通を維持している状況である。

平成29年4月1日に、市内に2つあった総合病院が統合し、中心市街地から郊外へ移転したことに伴い、バス路線の大幅な見直しを実施した。地域内路線については、新病院乗入れ経路に変更したが、地域間を運行する基幹路線については、一部が病院へ乗入れる他は、乗継が必要である。また、市街地から西部に抜けた若葉地区では土地区画整理事業により住宅建設が進んでいるが、若葉地区を含め郊外を走る基幹道路国道117号沿線は、公共交通空白地帯となっていた。そのため、東小千谷地区～西小千谷地区の市街地を横断する形で運行していたシャトルバスを新病院及び空白地帯となっていた国道117号に延伸することで市街地から郊外を循環する形で運行し、基幹路線からの新病院への乗継および公共交通空白域を解消することで、将来に渡り安定した公共交通の確保・維持を図る必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

- ・ 経常収支率30%以上の確保・維持（H28シャトルバスにおける経常収支率30%）
- ・ 月間利用者数1,700人以上の維持（平成29年4月～7月の平均1,797人）

(2) 事業の効果

- ・ 郊外へ移転した新小千谷総合病院への交通手段確保及び基幹路線からの乗り継ぎ
- ・ 公共交通空白地域の改善
- ・ 自動車を運転できない高齢者や学生など交通弱者の移動手段の確保
- ・ 公共施設や中心市街地から郊外大型店を結ぶことによる活性化

2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 路線バスや乗合タクシー等の運行経路と運行時刻をまとめた公共交通マップを作成し市内全戸配布（実施主体：市）
- ・ 循環バス運行案内チラシの作成（実施主体：市）

<p>3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p> <p>○運行系統の概要：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」のとおり</p> <p>路線名：循環バス（内外回り）</p> <p>運行内容：6便×2（内外回り）＝計12便／日</p> <p>運行予定期間：平成29年4月1日～運行開始</p> <p>時刻表及び運行経路：別紙のとおり</p> <p>○運行予定者：越後交通(株)</p> <p>平成10年に市街地を横断する形で運行を開始した「ちぢみの里～サンラックおぢや線」シャトルバスは越後交通(株)が運行し、その後子会社となった越後柏崎観光バス(株)が運行、平成25年以降は社名が北越後観光バス(株)となり運行を継続してきた。平成29年4月1日から運行を開始した循環バスは、北越後観光バス(株)が運行しているが、平成29年10月1日にグループ親会社である越後交通(株)と合併することとなった。これまでの経緯と実績、市内の公共交通の現状を熟知し、地域住民の日常生活における交通手段確保のため市内バス路線を継続して運行してきた北越後観光バス(株)の事業を引き継ぐ越後交通(株)による運行を予定している。</p> <p>○地域内フィーダー系統</p> <p>地域間幹線系統「長岡～小千谷～十日町線」他市内バス路線の全てが停車する本町中央バス停で接続</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <p>経常損失額から国庫補助額を控除した額を小千谷市が負担</p>
<p>5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>越後交通(株)</p>
<p>6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行課数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり</p>
<p>10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>

1 1. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
1 2. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表 6 及び表 7 又は表 8 及び表 9）【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
1 4. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 3 月 23 日 循環バス運行における大まかな計画について協議し合意を得る。 ・平成 28 年 6 月 2 日 運行内容、費用負担、運行事業者、計画全体について協議し、平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。 ・平成 29 年 8 月 17 日 平成 30 年度（H29.10.1～H30.9.30）地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。 	
1 5. 利用者等の意見の反映	
本協議会には、各種団体等から利用者及び市民の代表が参加しており、メンバーの意見を反映させた。	
1 6. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	・新潟県長岡地域振興局企画振興部地域振興災害復興支援課長
関係市区町村	・小千谷市副市長
交通事業者・交通施設管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ・越後交通株式会社小千谷営業所長 ・北越後観光バス株式会社小千谷営業所長 ・小千谷ハイヤー協会会長
地方運輸局	・北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・西小千谷地区町内会長協議会長 ・東小千谷地区町内会長協議会長 ・真人町里地振興協議会長 ・片貝町協議会長 ・連合新潟中越地域協議会小千谷支部事務局長 ・小千谷警察署交通課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県小千谷市城内 1 丁目 13 番 20 号

(所 属) 小千谷市観光交流課地域振興係

(氏 名) 荻野 隆太

(電 話) 0258-83-3512

(E-mail) chiiki@city.ojiya.niigata.jp